

千葉県委託設計業務等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、知事が発注する建設事業に係る委託設計業務等の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託設計業務等(以下「委託業務」という。)は、次の各号に掲げる業務をいう。

一 地質調査業務

二 測量業務

三 調査業務、計画業務及び設計業務(建築設計業務を除く)

四 建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務)、設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務及び建築又は建築設備に関する診断業務。
(以下「建築設計業務等」という。)

五 下記に示す単純調査業務

単純なデータ収集整理業務、単純なデータ処理業務、書類編集的な業務、文献収集業務、補償数量の算出、工事記録等資料の分類・整理、工事図面集・写真集の作成、水理・水文観測業務、データ加工業務(降雨解析等)、不等流計算等の計算業務(システム開発を除く)、一般的な現地踏査、台帳整理等を目的とした資料収集業務、クラック等変状の計測調査(トンネル)、施工関連資料の収集整理、定期的なデータメンテナンス、資料収集的な業務、単純なデータ作成のみの業務、一般的な交通量の観測業務

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等調査、分析方法がJIS等で規定されている測定業務等

2 評定は、原則として1件の業務委託料が100万円を超える委託業務について行うものとする。

(評定者)

第3 委託業務の評定者(以下「評定者」という。)は、検査監、主任監督(調査)員及び監督(調査)員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定にあたっては、別紙「成績評定考査基準」より行うものとする。

3 評定の結果は、検査要綱 別記第4号様式の委託業務成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

4 修補を指示した場合には、修補前の状態で評定し、修補後の評定は行わないものとする。

(評定の時期)

第 5 評定の時期は、委託業務の完了検査を実施したときに行い、監督(調査)員、主任監督(調査)員及び検査監で評定するものとする。

(評定表の提出等)

第 6 検査監は、評定表を委託業務検査調書(検査要綱 別記第 3 号様式)に添付し、技術管理課長(以下「課長」という。)又は所属長に復命するものとする。

2 主任監督(調査)員及び監督(調査)員は、評定した結果を記録した評定表を完了検査時に検査監に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第 7 課長又は所属長は、検査監から評定表の提出があったときは、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務検査結果通知書(検査要綱 別記第 7 号様式及び別記第 7 号の 1 様式)により通知するものとする。

(評定の修正)

第 8 引き渡し後、関係法令違反・事故等により評定を修正する必要があると認められる場合は、成績評定結果を修正し、受注者に文書で通知するものとする。(別記第 1 号様式)

(説明請求等)

第 9 第 7、第 8 の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日(「休日」を含む。)以内に書面により、発注機関の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第 10 第 9 の書面の提出先は、発注機関の長とする。

(説明請求に対する回答)

第 11 発注機関の長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、別記第 3 号様式により速やかに回答するものとする。

2 発注機関の長は、前項を回答する場合、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 委託業務成績評定評価委員会は工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 回答の方法は、千葉県建設工事検査要綱(「工事成績評定等実施要領の第 9 及び第 10 の規定による説明請求等の取扱について」平成 16 年 7 月 13 日、技第 8 7 号通知)に準ずるものとする。

(附則)

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日以降に土木部において契約する業務に適用するものとする。

(附則)

この要領は、平成 15 年 7 月 1 日以降に契約する業務に適用する。

(附則)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約する業務から適用する。

(附則)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に完了する業務から適用する。

(附則)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に完了する業務から適用する。

(附則)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

別記第 1 号様式【評定点が修正された場合の書式】

第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
住所、名称
代表者氏名 様

発注機関の長
(公印省略)

委 託 業 務 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した委託について、令和〇年〇月〇日付け〇第〇号により通知した委託業務
検査結果を、千葉県委託設計業務等成績評定要領に基づき再度評定しましたので、その結果
を通知します。

委 託 業 務 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完了検査年月日	年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

年 月 日

発注機関の長

様

受注者

委託業務成績評価に係る説明書（再説明）請求書（依頼）

年 月 日付で通知を受けた委託業務検査結果通知書の評定点に対して、下記のとおり説明（再説明）を求めます。

記

1 委託業務名

2 疑問

（注）説明、（再説明）のどちらか一方を二線で消去すること。

第 号
年 月 日

様

発注機関の長

(公印省略)

委託業務成績績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 委託業務名

2 疑問に対する回答

(委託業務成績評定表、項目別評定点、採点表)

(注) この説明書(回答)に異議がある場合には、説明書(回答)を受理した日から14日
以内に発注機関の長に再説明請求が出来ます。

第 号
年 月 日

委託成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長 様

発注機関の長

委託業務成績評定に係る意見請求書（依頼）

〇〇〇〇から下記委託業務について「千葉県委託設計業務等成績評定要領」第 9 の規定による委託業務成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり同要領第 11 の 2 の規定により、委託成績評定評価委員会の意見を求めます。

記

- 1 委託業務名
- 2 受注者の異議申立内容等
- 3 関係書類
別紙のとおり

別記第 5 号様式

第 号
年 月 日

発注機関の長

様

委託成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長

委託業務成績評定に係る意見書（回答）

年 月 日 付け 第 号で依頼のありました委託業務成績
評定に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 委託業務名

2 意 見

第 号
年 月 日

受注者

様

発注機関の長

委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定点について、
下記のとおり再度回答します。

記

1 委託業務名

2 回 答（別記第 7 号様式添付）

第 号
年 月 日

千葉県入札監視委員会
委員長 様

発注機関の長

委託業務成績評定に係る意見請求書（依頼）

〇〇〇〇から下記委託業務工事について「千葉県委託設計業務等成績評定要領」第 9 の規定による委託業務成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり千葉県入札監視委員会設置要綱第 2 条（3）の規定により、委員会の意見を求めます。

記

- 1 委託業務名
- 2 受注者の異議申立内容等
- 3 関係書類
別紙のとおり

第 号
年 月 日

発注機関の長 様

千葉県入札監視委員会
委員長

委託業務成績評価に係る意見書（回答）

年 月 日付け 第 号で依頼のありました委託業務成績
評価に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 委託業務名

2 意 見